

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 開拓地被害農業者の経営資金の融通に関する規則
- ◇告示 種畜証明書の有効期間延長について
種畜証明書の書換交付
建設業者の登録まつ消
- 肝蛭検査等の実施
- 肥料の登録
- 建築代理業者の登録
- ◇正誤 昭和三十年三月十八日鳥取県告示第二百二十四号中訂正

規則

開拓地被害農業者の経営資金の融通に関する規則をここに公布する。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十三号

開拓地被害農業者の経営資金の融通に関する規則

(目的)

第一条 この規則は昭和二十九年の台風又は冷害によつて災害を受けた開拓地農業者及び開拓農業協同組合に対する資金の融通を円滑にする措置を講じその経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則で「開拓地被害農業者」とは開拓地に入植している者で、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第二百一十一号）第二条第一項前段に該当するものをいひ、「開拓農業協同組合」とは開拓地被害農業者が組合員として加入する農業協同組合をいう。

2 この規則で「経営資金」とは、知事の指定する融資

機関（以下融資機関」という。）が次に掲げる資金として開拓地被害農業者又は開拓農業協同組合に対し当該資金に充てるため貸し付けるものをいう。

- 一 肥料、種苗、飼料、薬剤、その他営農資材の購入資金
- 二 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）により融資を受けた資金の昭和二十九年度の償還のため必要な資金
- 三 その他知事が必要と認めたる資金

（利子補給金の支給）

第三条 県は融資機関がこの規則の定めるところにより経営資金を開拓地被害農業者又は開拓農業協同組合に貸し付けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を支給する。

- 2 前項の規定により県が融資機関に対し支給する利子補給金の額は、当該補給金の対象となつた融資額について年五分五厘の割で計算した額とする。
- 3 利子補給金を支給する年限は六年以内とする。

（貸付限度）

第四条 開拓地被害農業者に対する貸付額は、市町村長が認定する損失額の百分の二十に相当する額又は三万円以下のどちらか低い額の範囲内とする。

2 開拓農業協同組合に対する貸付限度は、当該組合の組合員たる開拓地被害農業者が借入することができる金額の合計額とする。

（利率）

第五条 開拓地被害農業者及び開拓農業協同組合に対する融資の利率は年六分五厘以内とする。

（融資期間及び償還方法）

第六条 融資期間は五年以内とする。

2 償還方法は、一年以内据置年一回元本均等償還とする。

（融資額）

第七条 融資は、昭和三十年七月三十一日までに行ふ、その総額は三百万円を限度とする。

（損失補償）

第八条 融資機関より融資を受けたものに償還期到来後三月を経過しても元本又は利子（遅延利子を含む。）の履行遅滞がある場合は、県は融資機関に対して当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の三十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

第九条 融資機関は、前条の損失補償を受けた後において当該融資にかかる債権の回収を行つた場合、損失補償額より債権行使のため必要とした費用を控除し、残額があるときはこれを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充て、なお、残額があるときは、その金額を県に返納しなければならない。

（補給金の制限等）
第十条 融資機関がこの規則に違反したときは、知事は、当該融資機関に支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず又はすでに支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年三月二十五日から適用する。

告 示

鳥取県告示第百八十二号

昭和二十九年に実施された定期種畜検査に基き種畜証明書が昭和三十年定期種畜検査実施の日前に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間が家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条第二項の規定により、昭和三十年定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百八十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 品種 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名
 昭二九鳥取一第七二号 富岡 黒毛和種 鳥取県倉吉市 山口 收 鳥取県倉吉市 衣笠 由美

鳥取県告示第百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録

をまつ、消した。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ) 第二〇八号

昭二八、三、九

山陰中央土木 有限会社

西伯郡巖村大字蚊屋

大山初太郎

昭三〇、三、九

〃 第二五〇号

〃 三、一九

福尾洋行

岩美郡岩美町岩井

吉浦 博治

〃 三、一九

〃 第二五五号

〃 三、二八

米村組

鳥取市吉方

米村 稔

〃 三、二八

鳥取県告示第百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

名称

所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ) 第二二三号

昭二八、三、二六

橋谷組

倉吉市堺町二丁目二七一

橋谷 幸吉

昭三〇、三、二五

鳥取県告示第百八十六号

次のように肝蛭の検査並びに駆除を実施するので家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 肝蛭予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝蛭検査駆除 牛（但し生後三箇月以

内のもの及び分娩前一箇月又は分娩

後十日以内のものを除く）

四 実施の期日

別表のとおり

五 検査の方法

肝蛭検査 渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反筋検査

駆除 ヘキサクロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月十七日	西伯郡西伯町天津	同上
〃 十九日	〃 〃 〃	〃
〃 二十日	〃 〃 〃	〃
〃 二十五日	賀野村	〃
〃 〃 〃	日野郡江府町下蚊屋 助沢	〃
〃 〃 〃	西伯郡賀野村	〃
〃 〃 〃	日野郡江府町宮市 宮市原	〃
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃

二十七日	御美	美机	九日	佐川
二十八日	栗尾	杉谷		江尾
三十日	貝田	日の詰		
五月二日	下安井	池之内		
六日	荒田	州河崎		
七日	武庫	小江尾		

鳥取県告示第百八十七号
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和三十年四月十五日
鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量%	住 生 産 業 者 名
鳥取県 二二八	長瀬水稻配合	全窒素 内アンモニア窒素 全磷酸 内拘溶性磷酸 全加里 内水溶性加里	倉吉市上井 三二〇ノ一一 鳥取県中央農業協同組合 連合会 会長理事 近池 利勝

鳥取県告示第百八十八号
鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	現 本 籍 所	事務所所在地名称	業務管理者
------	-------	---------	----------	-------

三二一	三〇、四、一五	鳥取県日野郡黒坂町大字上菅七二〇	和田建設有限会社	建築代理士 和田 伝一
		右	和田 仁一	

正 誤

昭和三十年三月十八日鳥取県告示第百二十四号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
一	終りから	八	二一、一七〇〇	一一、一七〇〇
二	一六	六	三、二六二二	二、二六二二
二	一八	七	一五、一〇〇〇	一五、一〇〇〇
二	一八	八	一五、一〇〇〇	一五、一〇〇〇
一	一六	四	下谷中谷	下谷中山
一	一八	七	九〇〇〇	六〇〇〇
一	一四	四	下谷中谷	下谷中山

一七	五四	砥石ケ宗	砥石ケウネ
一七	五七	六、〇〇〇〇	二六、〇〇〇〇
一八	八五	二、一八二	二、二八二

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必読

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規定等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を読み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

購読料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 取
取 者 縣
所 縣 鳥
鳥 鳥 取
取 鳥 取
取 市 東 町
縣 東 町
印 取
刷
所 縣